

平成 27 年 11 月 4 日

島根原子力発電所 低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる
流量計問題に対する市の取り組みについて

松江市防災安全部
原子力安全対策課

(1) 経緯 (☆は市が行った事項)

6 月 30 日 中国電力(株) 荻田社長が本事案について市長へ報告

☆(同日) 安全協定第 11 条第 1 項に基づく立入調査(第 1 回)を実施(島根県と合同実施、周辺自治体も現地確認として参加)

7 月 9 日 中国電力(株) が本事案に対する調査等の体制について公表

☆7 月 14 日 島根原子力発電対策特別委員会にて本事案を説明

☆7 月 15 日 本事案について原子力規制委員会に対する要請を実施(市長代理：防災安全部長)

☆7 月 28 日 松江市原子力発電所環境安全対策協議会にて本事案を説明

8 月 5 日 原子力規制委員会が本事案を保安規定違反(監視)と判定

☆8 月 6 日 安全協定第 11 条第 1 項に基づく立入調査(第 2 回)を実施(島根県と合同実施、周辺自治体も現地確認として参加)

☆9 月 8 日 島根原子力発電対策特別委員会にて本事案を説明

9 月 10 日 中国電力(株) が自治体向け説明会を実施

9 月 11 日 中国電力(株) より本事案に関する調査報告を受領

☆9 月 17 日 安全協定第 11 条第 1 項に基づく立入調査(第 3 回)を実施(島根県と合同実施、周辺自治体も現地確認として参加)

☆9 月 18 日 市長が原子力規制委員会に対する要請を実施

☆9 月 30 日 島根原子力発電対策特別委員会にて本事案を説明

(2) 立入調査結果の概要

第 1 回(6 月 30 日)：本事案の報告を受け即日実施

- 本事案に係る事実関係を、聴き取り及び関係書類により確認
- サイトバンカ建物内のモルタル固型化設備の添加水流量計等を現地で確認
- 本事案による環境への影響が無いことを確認

第 2 回(8 月 6 日)：保安規定違反(監視)の判定を受け実施

- 原子力規制委員会により保安規定違反(監視)と判定されたことの実事確認
- 中国電力(株)の調査体制について確認(作業手順書等)
- 本事案に係る事実関係に関する調査結果(途中経過)について確認

第 3 回(9 月 17 日)：調査報告の受領を受け実施

- 9 月 11 日に受けた調査報告の内容を、聴き取り及び関係書類により確認(第 1 回、第 2 回にて確認した事項を除く)

(3) 今後の対応

中国電力(株)が実施する再発防止対策の実施状況等について、立入調査等により逐次確認する。